

若狭における古墳時代土器製塩についての覚え書き

—— 大飯町大島浜禰・宮留遺跡の発掘調査から ——

入 江 文 敏

1. はじめに

若狭湾は、日本海側では珍しい陥没地形が生み出したりヤス式海岸となっている。そのため、若狭は狭小な面積に比して海岸線が非常に長いという特徴があり、入りくんだ海岸線のいたる所に古代製塩遺跡の存在を明らかにしている。

浜禰遺跡は、1958～1960年の3ヶ年間石部正志氏を中心とする同志社大学大飯町考古学調査団によって発掘調査され、大部な報告書もすみやかに刊行されている。この調査を若狭において遺跡・遺物のあり方について問題意識をもった科学的な調査が実施された嚆矢としている。その後、「浜禰の杜」西側が開墾されることになり、1970・1971年の両年若狭考古学研究会が調査を実施している。今回の調査は通算では6次目の調査であり、これまでの調査成果を踏まえると遺跡の大まかな輪郭が明らかになってきている。「浜禰の杜」の北東・東南方向に製塩工場、北東・北西方向に祭祀土壇（祭祀遺物）、北西高台に建物群というように整然と配列していたようである。本遺跡は古墳時代全般にわたって土器製塩が盛行した遺跡として著名であるが、1～6次に調査された範囲においては、古墳時代中期に属する遺物・遺構を数多く検出している。

宮留遺跡については、これまで縄文時代中期・弥生時代前期の遺跡として周知のことであつたが、古墳時代後期の製塩遺跡の存在については明らかにされていなかった。調査の結果、若狭での該期における最大規模の製塩遺跡であることが明らかとなり、その背後に所在する群集墳との関わりが注目されるところである。

古墳時代の製塩土器は薄手で単純な土器であるが、そのおびただしい出土量に見合うだけの複雑で多くの歴史を刻みつけている。該期の「政治・経済」などの社会的条件を解明すべき諸問題を内在させているのである。

先学に導かれながら土器製塩が内包する諸問題についてその素描を試みるものであるが、浜禰遺跡と宮留遺跡では時期・遺構の性格などの点で齟齬があり、一律に論じ得ない状況である。本稿では、遺跡ごとに最も問題意識を持ち得た点（土器製塩研究上共通理解され得る課題ではあるが）についてのみ触れるため一貫性の無いものに終止せざるを得ない。

2. 土器製塩研究の現状

私どもが大島半島で製塩遺跡を調査した1984年は、土器製塩研究に大きな足跡を残された近藤義郎氏が、その成果を『土器製塩の研究』⁽³⁾として一書にまとめられた記念すべき年であつた。その書評もいくつかの学会誌に寄せられているが、評者はそれぞれの問題意識の立場から深く掘り下げた論評を行っており、後学の我々に適切な示唆を与えていただいている。中でも若狭の土器製塩の大綱を最初に発表された『若狭大飯』の編著者である

石部正志氏は、「⁽⁴⁾塩業史の考古学研究の今後のために」という一項を設けられて、土器製塩研究の今後の歩むべき道を模索されている。

近年の生産遺跡調査例としては、大阪府小島東遺跡・⁽⁵⁾福井県岡津遺跡・⁽⁶⁾香川県大浦浜遺跡・⁽⁷⁾福岡県中の道遺跡などが大規模な調査例として挙げられ、それぞれの地方における生産の実態・編年などの面で大きく前進をみているのである。その他国庫補助事業として、⁽⁸⁾熊本県・⁽⁹⁾山口県・⁽¹⁰⁾福井県などで実施された重要遺跡確認調査は、分布調査・試掘調査などを実施して遺跡の実態を把握したうえで遺跡の保護をめざしたものである。

しかしながら、現今の土器製塩あるいは製塩土器研究の潮流は、生産遺跡からむしろ消費遺跡へと移ってきているのが現状である。近年の都市近郊地域の開発に伴う事前調査において、⁽¹¹⁾内陸部から製塩土器資料が蓄積しつつあり、⁽¹²⁾近年発表されている論考もこれらに視点をあてたものが多くなっている。

3. 浜禰遺跡における諸問題

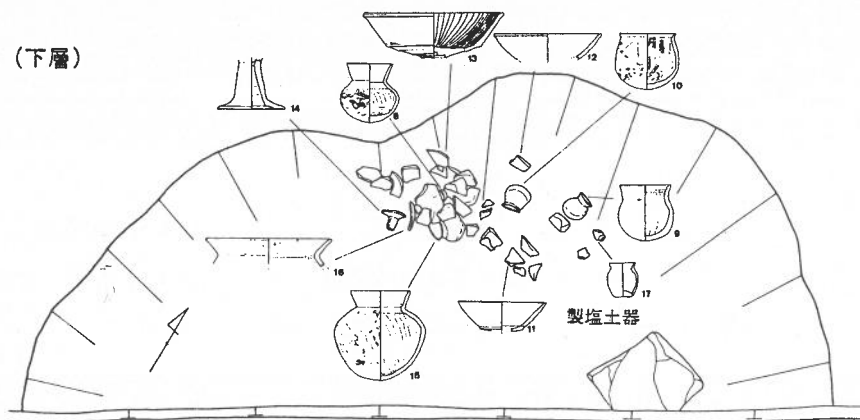
(1) 祭祀土壇と製塩土器

内陸部で製塩土器が最も豊富に出土する時期は、古墳時代中期後半の段階であり、この時期の製塩土器は、「玉子の殻」とか「ポテトチップ」と表現されるように非常に薄手の丸底土器である。第Ⅱ型式製塩土器（浜禰ⅡA式）の段階にあたる。この製塩土器の年代幅は、大まかには5世紀第Ⅲ四半期～6世紀第Ⅱ四半期ごろまでと考えて大過ないであろう。⁽¹³⁾

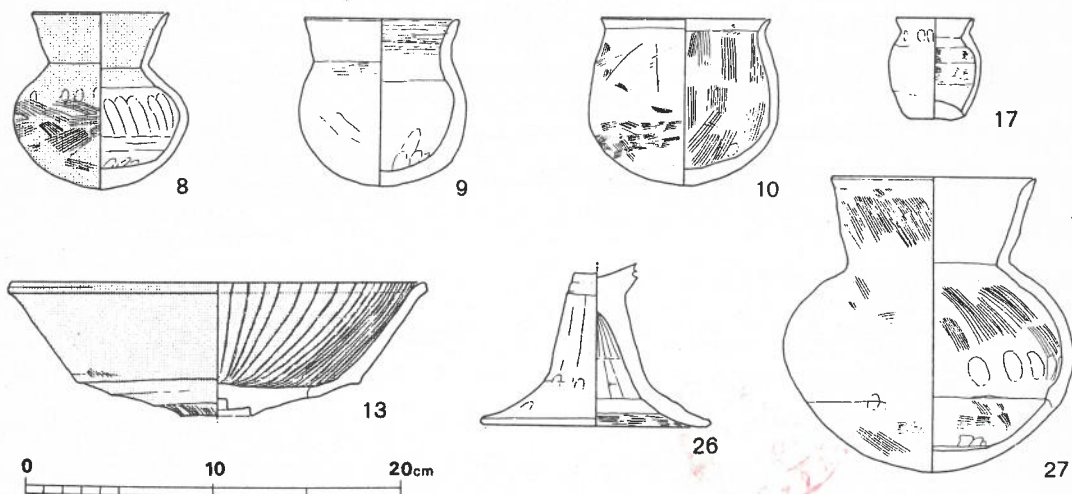
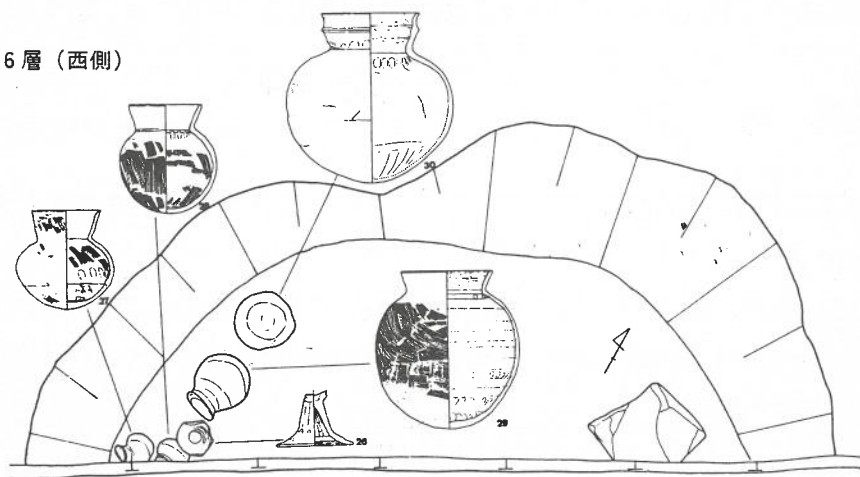
実見した資料は未だ微々たるものであるが、奈良県十六面・谷・曾我、大阪府外倉西、⁽¹⁴⁾京都府北金岐・千代川、⁽¹⁵⁾滋賀県横江遺跡では灰や炭を伴った土壇や溝などから出土することを常としていた。加えて、有孔円板・扁平勾玉などの石製模造品、白玉などを伴う場合が多いこともすでに指摘されている。生産遺跡である浜禰遺跡の今次調査においても、土壇内から土師器・灰・炭片・白玉・土製丸玉が第Ⅱ型式製塩土器と共に出土し、その周辺部に焼土面、石製模造品を残していた。大地を穿って土器を供献する形態は、該期において嚙矢とするものではなく、奈良県纏向遺跡・⁽¹⁶⁾大阪府大園遺跡などでは前段階からすでに⁽¹⁷⁾行なわれていたものである。

土壇の $\frac{1}{2}$ を部分的に調査したにとどまっているために全貌を明らかにできないが、長径3.2メートル、深さ1メートル余りで、4回以上の投棄が行なわれている。土師器の器種としては、小型丸底壺と高杯形土器が多く、共に赤色顔料が塗布された資料がみられる。製塩土器は細片となっているが、実測しえたものはミニチュアであり、スタンダードな形態のものではない（多くの製塩土器破片はごく一般的なものである）。しかしながら、全体がピンクに変色し、白い斑点状の煮沸痕が付着しているので煎熬に用いられたことはまちがいない。灰・炭片の存在と土壇肩に及ぶ焼土は、明らかに火を使用したことを示している。以上のような状況からすれば、“火を用いた祭祀”に使用したものを投棄するための土壇

② 3層（下層）



④ 5・6層（西側）



第1図 浜瀬遺跡土坑土師器・製塩土器とその出土状況（縮尺1/30）

(あるいは土壇そのものが祭祀の中心であったのかもしれない)と考えることができる。
第Ⅱ型式製塩土器と祭祀具としての石製模造品を伴う生産遺跡としては、大阪府小島東遺跡、徳島県日出遺跡、香川県大浦浜遺跡などがあるが、大浦浜遺跡では土壇(SX 11)の中から扁平勾玉の出土が知られている。

このように、生産遺跡においても消費遺跡とほぼ同様な内容をもつ祭祀が行なわれていたとみることができるようである。遺構の肩の状況が一様でないところから一概に言えないが、同志社大学調査時のKピット、若狭考古学研究会調査時の0-1・2・3区、P-1・2区などは同様の性格を有しているのかもしれない、浜禰遺跡にはいくつかの土壇が存在した可能性がある。

今次調査によって検出された土壇の掘鑿時期は、出土土師器の検討から古墳時代中期後半期に属するものであったが、これらの祭祀形態の普遍性にこそ意義が見い出されるべきである。

(2) 第Ⅰ型式(浜禰Ⅰ式)・第Ⅱ型式(浜禰ⅡA式)製塩土器の検討

煎熬工程に使用する土器づくりの担手の問題、現地で生産されたものであるのか、別の土地でつくられたものが塩生産地に運搬されたものであるのか、この課題を明らかにすることは、単に製塩土器の産地を比定することに意味があるだけにとどまらない。「分業の発展段階をおさえるうえで是非明らかにしておかなければならない」とは、石部正志氏が最も力説されるところである。こと生産遺跡における土器自身に関わる問題は、我々直接遺跡調査に携わる者に課せられた責任は小さくない。浜禰遺跡における製塩土器生産は現地調達されたものと考えているが、第Ⅰ型式～第Ⅱ型式製塩土器の概要についてひとまず見ておくことにする。

若狭において規格化された製塩土器による土器製塩は、古墳時代前期後半に至って開始されるが、決して若狭独自に自然発生したものでないことは、第Ⅰ型式製塩土器の形態をみれば一目瞭然である。倒杯形の台脚が付いたカップ状の形態をとっているが、これは備讃瀬戸・淡路・紀伊・大阪湾南部地方での該期の形態と変わるところがないのであり、この事実は若狭への土器製塩の導入について政治的関与が強く感じられるのである。若狭における前方後円墳の発生時期の問題と深く関わっていると考えられる。これまでの調査で、第Ⅰ型式製塩土器と布留式土器の共伴例が知られることでも示唆的である。

今次調査においては、第Ⅰ型式製塩土器の良好な資料には恵まれず、特に体部外面にタタキ、内面はナデ調整によって仕上げられた布留式土器併行期の形態に属する第1段階のものは見られなかった。第2段階になると、脚が小さくなると共にやや薄くなる。体部内面はナデ調整によって仕上げられているが、外面のタタキ痕は消失している。第3段階になると、脚は著しく小型化している。体部内外面ともナデ調整によって仕上げられている。

第Ⅰ型式製塩土器の変遷については、層位的に分離し得たものではなく、型式学的に並

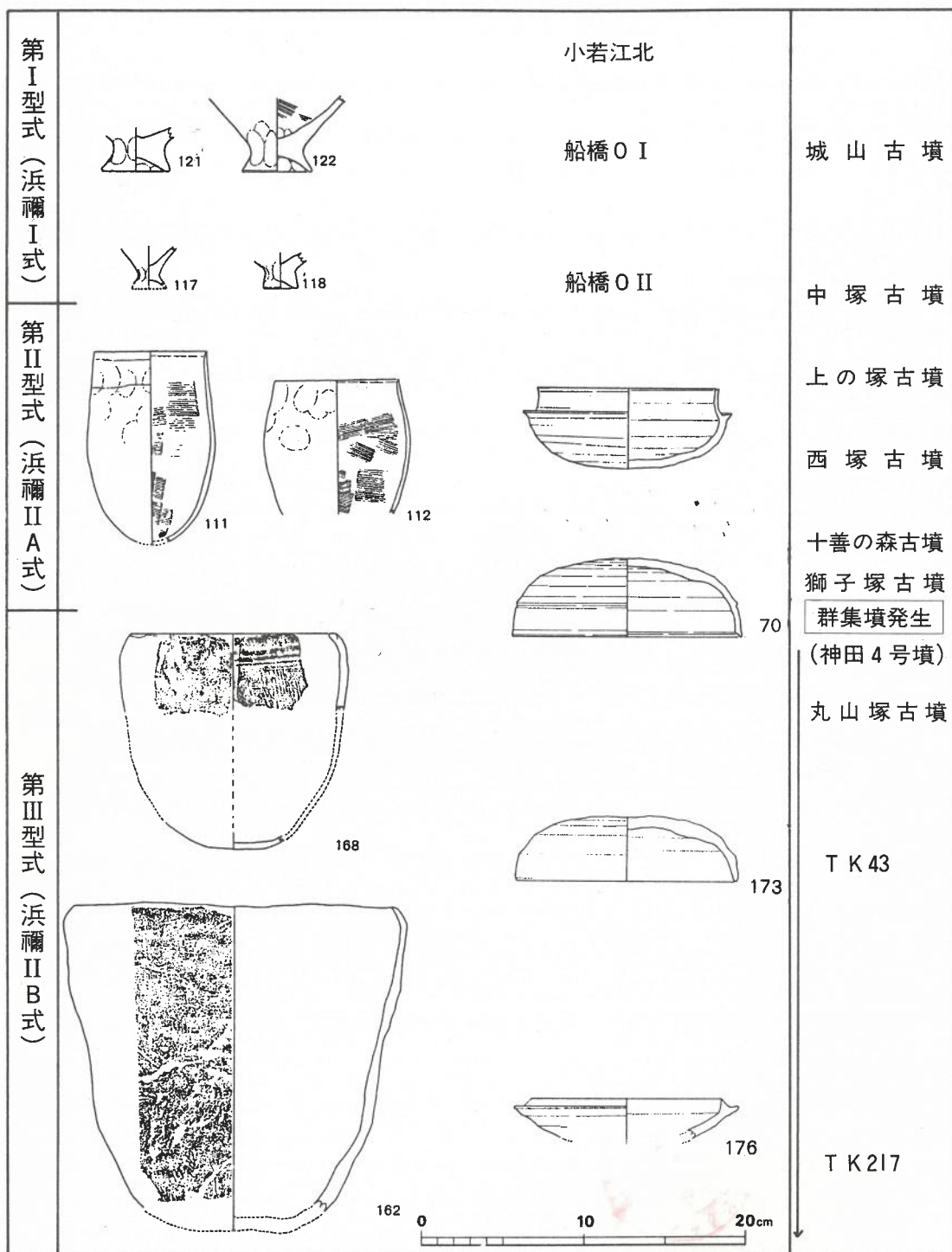
べたものにすぎないが、小島東遺跡などと同様な推移を示しているので蓋然性が高いものと考えられる。第Ⅰ型式第3段階の製塩土器が第Ⅰ型式から第Ⅱ型式への過度的な形態であったことは認められるようであり、出土量も極めて少ない状況である。

第Ⅰ型式製塩土器内における若狭の地域色は、第2段階に表出している。体部外面にタキの痕跡を残さないで、内外面共ナデ調整によって仕上げている点である。

古墳時代中期になると、製塩土器の形態は薄手丸底式(第Ⅱ型式)に移行する。第Ⅰ型式から第Ⅱ型式への変遷は、若狭独自の発展形態ではなく、近畿・瀬戸内地方と連動したものである。第Ⅱ型式製塩土器の様相がそれらの地域で一樣かということではなく、大阪湾沿岸地帯の限られた地域、若狭では、体部にタキ痕を残さないものを通有としている。浜禰遺跡出土の該期製塩土器と小島東遺跡出土の製塩土器を比較すると、単にタキの痕跡を残していないという技法上の共通点を見い出せるだけでなく、焼成・胎土・色調に至るまであまりにもよく類似している。石部正志氏によれば、石津川改修工事で破壊中の堺市深田遺跡を調査された折実見された製塩土器は、「⁽²⁴⁾浜禰ⅡA式と酷似するものである」といわれる。これら両地域で同一時期に使用された製塩土器の諸特徴が一致する事実は、工人の故地を求める場合の重要な要素となり得るものである。

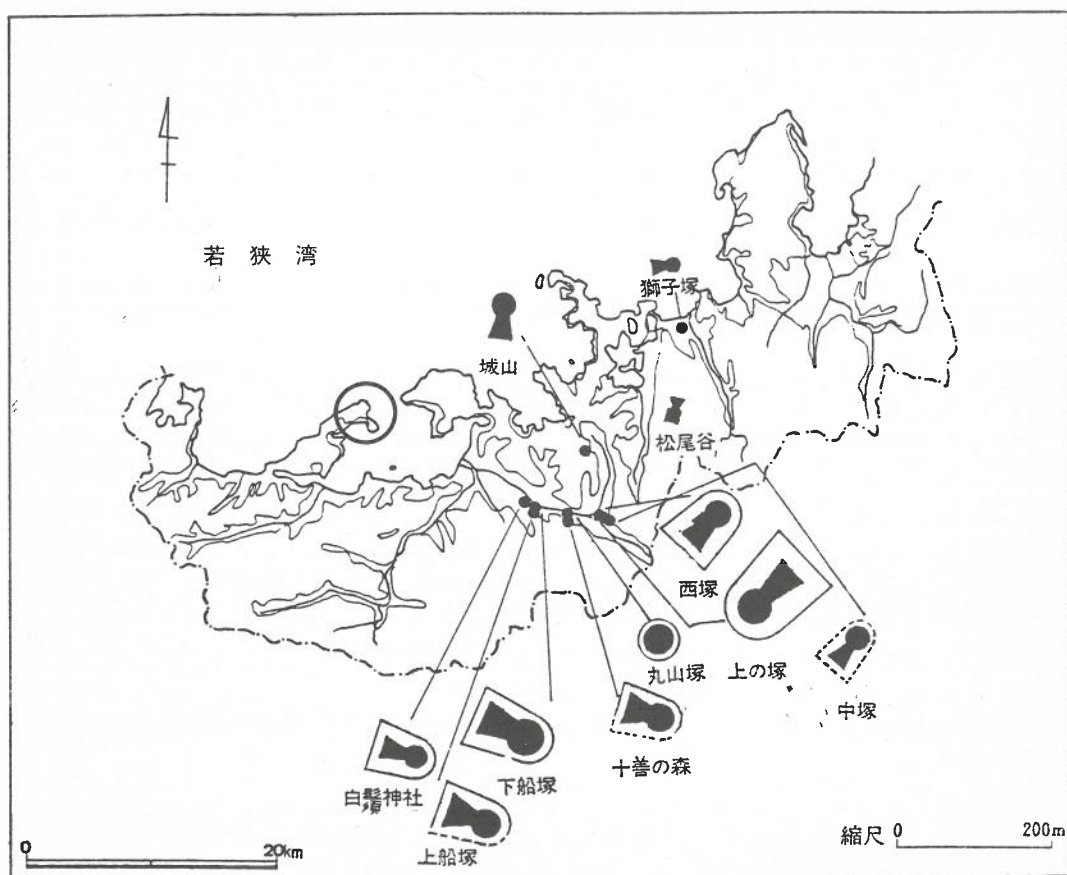
第Ⅰ型式から第Ⅱ型式への器形の転換については、製塩炉の形態・製塩土器の形態・製塩土器の焼成法などの面で大きなギャップが認められる。この転換は単に技術的な面にとどまらず、経営母体をもまき込むほどの大きな動きであったと考えられる。第Ⅱ型式製塩土器のほとんどは乳灰色を呈しているが、胎土は極めて緻密で器壁は薄く堅固に焼成されている。⁽²⁵⁾焼成の度合いが金属質で、何よりも自然釉が付着した資料が見受けられる状況から、該期の製塩土器は窖窯焼成によったものと判断している。石部正志氏は、第Ⅰ型式から第Ⅱ型式への転換期について「⁽²⁶⁾須恵器の初現期ともオーバーラップすることを看過すべきでない」と強調されている。5世紀中葉ごろに製塩土器が丸底化する現象を須恵器の丸底という土器の成形技術の面からも捉えておられるようである。この共通性に加え、第2図に掲載している第Ⅱ型式製塩土器とその横に並べた須恵器(杯身)の立ちあがり部分に、器壁・胎土などの成形技術、焼成技術に共通性が感じられるのである。ロクロによる整形はないものの、製塩土器体部・底部内面に⁽²⁷⁾へう状工具で板ナデされた痕跡を残したものが多く存在し、土器づくりに熟達した技術を垣間見ることができるのである。

浜禰遺跡から出土する古墳時代中期末の須恵器の中に、焼損品の類が混在していることを確認しているが、この事実は浜禰遺跡近辺に窖窯の存在を予想せしめるものがある。これらのことからすれば、第Ⅱ型式製塩土器の製作に須恵器工人が何らかの技術的関与を行なったと考えることができるのではないだろうか。これが首肯されれば、第Ⅱ型式製塩土器の導入と須恵器窯の開窯が同時になされたと考えることができることになる。その時期は、おそらく5世紀第Ⅲ四半期～第Ⅳ四期半にかけての時期であろうと考える。



(土器下の数字は、報告書実測図番号に相応する)

第2図 古墳時代における製塩土器の変遷と首長墓の動向 (試案)



第3図 若狭における首長墓の分布

4. 宮留遺跡における諸問題

(1)問題の所在

若狭において古墳時代後期に編年される製塩土器は、第Ⅲ型式（浜禰ⅡB式）に属するものである。現在20ヶ所で遺跡の存在が明らかになっているが、そのうち調査によって小浜市傾遺跡・大飯町吉見浜遺跡などでは炉址の検出がなされている。これらの調査で明らかにされた該期の炉は、約1.6メートル×1.2メートル内外のほぼ長方形プランを採り、扁平な河原石をびっしりと敷きつめるのが通有のようである。

今次調査によって、宮留遺跡には第Ⅲ型式製塩土器を伴う大規模な製塩炉群が存在することが明らかとなり、第1次調査では5基の製塩炉と製塩炉の可能性が高い礫群2ヶ所が検出された。礫群2・7は、炉の残片が集石したものか、プランの一部を示すものか判断をつきかねたけれども、一応のまとまりが看取できるところからこれらもまた炉址の可能性が高いと考えている。これら7基以上の炉がその時期をそう隔てずに操業していたものと考えられたのである（8号炉址としたものは、2次調査で検出された礫群である）。

ところが、宮留遺跡第Ⅰ次調査で検出した第Ⅲ型式期の炉形態は、1号炉を除いてこれまで知られた該期の炉形態とは若干様相が異なっていた。個々の炉を比較すると、①炉の

構造 ②石敷に使用された石材 ③炉のレベル ④炉の方向などの点で差異が認められるのである。まず、これらの問題点をより具体的に提示して検討を加え、検出した炉状遺構が製塩炉であることを明らかにしたいと思う。その後、第Ⅲ型式製塩土器細分の見通しについても言及しておきたい。

第Ⅲ型式製塩土器（浜瀬ⅡB式）が古墳時代後期全般の総称であるために、これまでも各調査者によってそれぞれ細分が試みられてきているが、あくまでも第Ⅲ型式内における相対的なものであった点是否めないものである。宮留遺跡の調査において出土した製塩土器にはかなりのバラエティーがあり、細分が可能であることが明確となった。しかしながら、調査地点が製塩土器の廃棄場所でなくて炉址である点それらの土器片を明確に分離できない状況である。

(2) 炉 址 ①炉の構造

検出した炉はいずれも敷石を用いている。1号炉の規模は、東西2.5メートル×南北2メートルのほぼ長方形プランでかなり大きなものである。石材は長径20センチメートル内外の比較的扁平な自然石が使用されている。敷石は平らな面を上に向けて密に並べられていたようである。一方2～7号炉は、東西2メートル×南北1.5メートル内外の長方形プランで、石材は30センチメートル以上ある大きな河原石を根巻き石状に配し、その上に径10センチメートル内外の細かい栗石を敷き並べている。

②石敷に使用された石材

1号炉には軟質な砂岩なども含まれており、火熱のために赤変や赤紫色に変色して砕けているものが存在する。しかしながら、2～7号炉に使用されている石材には軟質な石材が除外されており、砕れたりしたものはほとんどみられなかった。栗石は乾燥時にはほとんど気づかないが、表面が湿気を帯びると赤褐色を呈する。

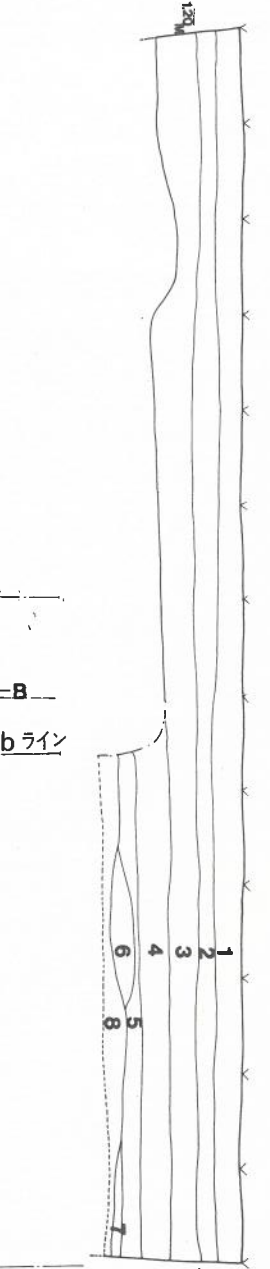
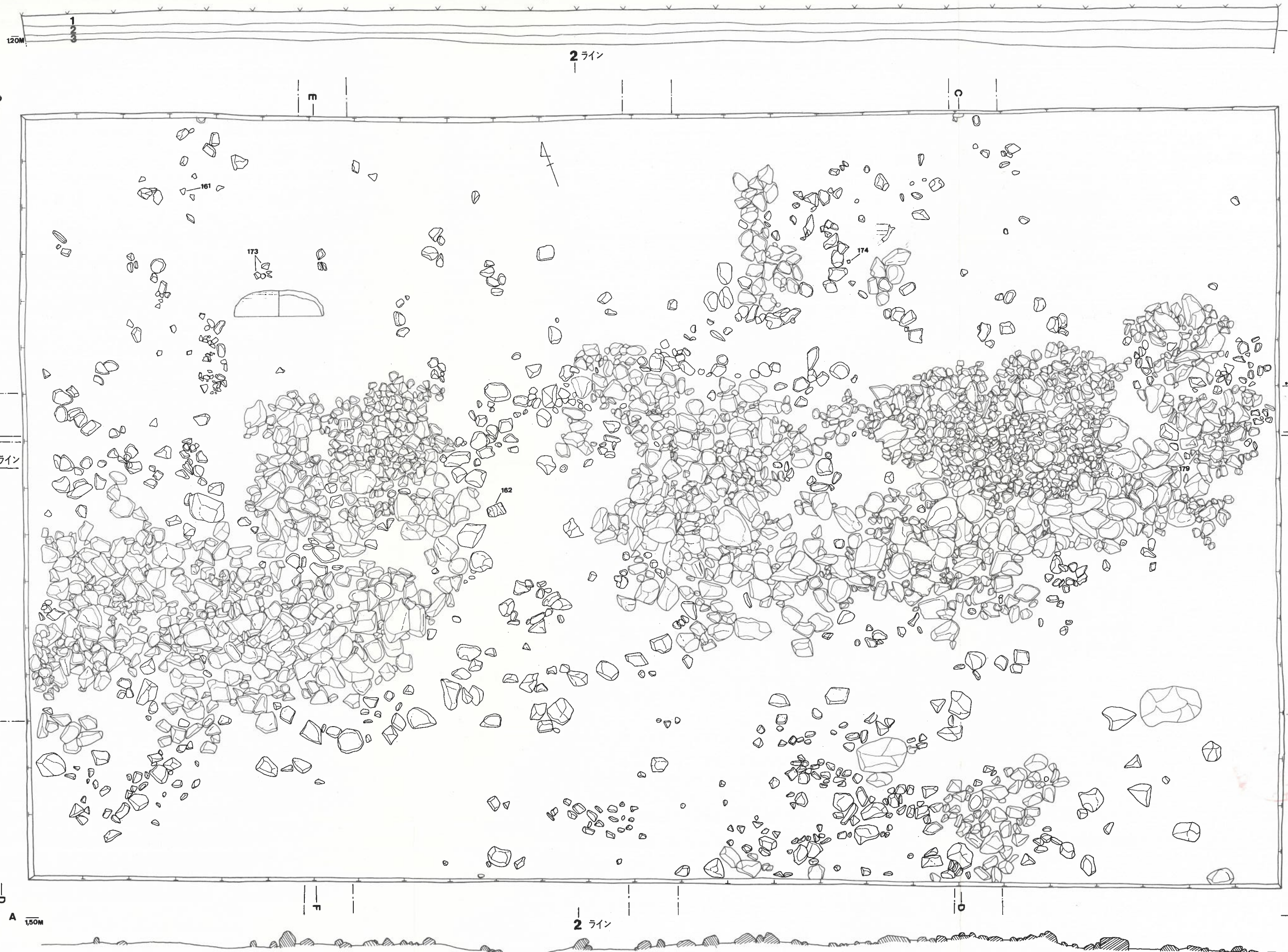
③炉のレベル

写真図版で明らかなように、1号炉のレベルが他の炉に比べて僅かながら高く、調査時においても常時滞水からまぬがれていた状況にあった

④炉の方向

すべての炉がほぼ東西方向に長くつくられている点については一致している。仔細にみると、炉の主軸方向が1号炉とその他の炉との間に若干の差異がある。1号炉が発掘区とほぼ平行なのに対し、他の炉は発掘区を斜めに横断するように帯状を呈している。しかしながら、炉が旧海岸線に沿ってつくられていることについては共通している。

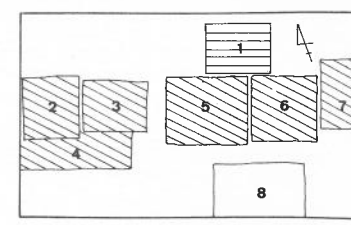
以上気づいた点を列挙したが、これらの状況を提示すると1号炉を確実な炉としても2～7号炉は炉とする根拠に乏しいとされる向きがあるかもしれない。例えば、船岡遺跡で検出されている敷石帯（帯状配石遺構）と同じような性格を考えることができないかといった問題である。少し長いが引用すると、



1. 灰褐色粘質土層 (耕土)
2. 茶褐色混砂粘質土層 (床土)
3. 暗灰色砂層 (II類包含層)
4. 暗灰色砂層
5. 黄褐色砂層
6. 茶褐色砂層
7. 暗茶褐色砂層 (I類包含層)
8. 暗灰色砂層

I	II	III	IV
V	VI	VII	VIII
第 2 次 調 査 区			

1. グリッド配置図



2. 炉模式図

第 4 図 宮留遺跡製塩炉址実測図 (縮尺 1/40)

⁽³³⁾「……海岸線と炉群との間を仕切るように南北に連なる敷石帯の東縁が走っている。……敷石の状態を観察すれば配石状態は乱雑で、先述の炉址（船岡式—筆者註）の敷石の整然とした配置とは大いに異なっており、部分部分で粗密があり、空白の個所があるかと思えば、2・3重に石の重なっている個所がある。用石は小形の角礫が主であるが、大小はかなり不揃いである。……これらの石はかつて敷石炉に用いられていたものが、廃物利用されたと考えるのが最も妥当のようであり……この敷石帯は、船岡の敷石炉上で土器製塩が行なわれていた当時の護岸用列石ではなかろうか。……」とされているのである。さらに、製塩の煎熬過程に先だつある種の作業（濃縮工程）の必要からの施設であった可能性も示唆されている。

2号炉～7号炉について護岸用列石のような施設と考えるよりも製塩炉と考える根拠について示さねばならないが、思いつくままに列举すると

- ①海岸線に長辺を沿わせてほぼ長方形に近いプランを呈し、大ぶりの河原石の上に栗石を敷く1つのパターンが成りたっていること。
- ②熱を受けた部分がでんでばらばらである状態ではないこと（栗石の熱を受けた様子は、表面がぬれているとあざやかである）。
- ③時期は異なるが、大阪府岬町小島東遺跡の炉も宮留遺跡例と同じく栗石が主体であり、炉の形態が類似している。船岡遺跡のF-6号炉では、長径5～8センチメートルの栗石が多用されている。⁽³⁴⁾浅尻遺跡においても、第Ⅲ型式製塩土器表採時に炉残欠と思われる栗石を確認している。
- ④1号炉が第Ⅲ型式期における普遍的な炉形態を示すとしても、護岸用列石中に廃材でなくわざわざ栗石を使用する意味について説明できない。

現段階では十分なる検討を経たものではないが、列举した①～④を根拠として2号炉～7号炉もまた製塩を主目的とする施設＝製塩炉と考える。以上の炉形態の差異を第Ⅲ型式内の時期差と考えることについては、1号炉が現地表面が浅いため良好な遺物を残していないことや発掘した範囲内においては、製塩土器の形態差を層位・炉址間で明確に分離できるものではなく不明といわざるを得ない。

(3) 第Ⅲ型式（浜禰ⅡB式）製塩土器の検討

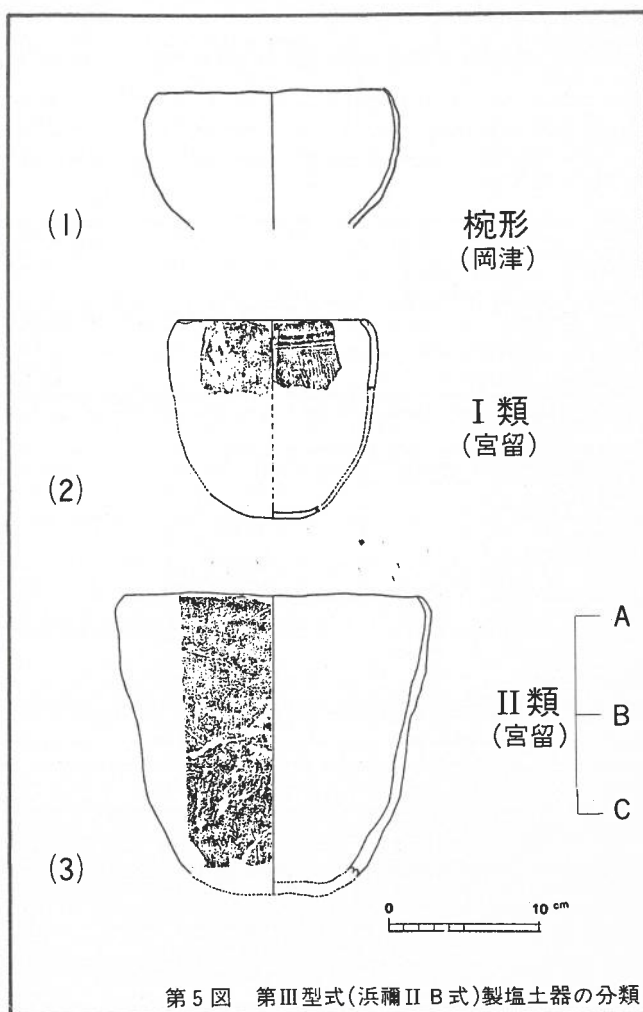
浜禰遺跡第3層、傾遺跡第4層にみられたやや厚手の丸底土器が古墳時代後期に属する製塩土器と認定された。浜禰ⅡB式土器を抽出するうえで、「⁽³⁵⁾焼成も色調も、厚みも須恵器様で、ただ極めて粗製であること、および、そのため細片化していることが、須恵器とは異なる類のものである。」と規定されている。その後の若狭考古学研究会・小浜市教育委員会・福井県教育委員会による諸調査、今回の宮留遺跡の調査など調査の蓄積によって第Ⅲ型式製塩土器が単純に同一形態を採るものではないことが明らかになってきている。

第Ⅲ型式製塩土器を概観した範囲内では、一応(1)・(2)・(3)（第5図参照）と3形態に分

類することが可能である。宮留遺跡からは(1)の椀形タイプのものは出土していないので、本稿ではその存在についてのみ提示するに留めておきたい。(3)のタイプについては、後述するように焼成時の条件の違いによって3種類に区分されるが、あくまでも同一形態内におけるバラエティーであり、時間的差異を示しているものとは考えられない。(2)のタイプを除いては層位的にも、地点別にも確認を果していないのである。

古墳時代後期を代表する土器型式を第Ⅲ型式と扱っているが、以下説明を加える(2)と(3)－A・(3)－B・(3)－Cについては時期差として区別されるものである。(2)は器壁が薄く、口径は12センチメートル、高さも13センチメートル程ある。底部はやや平底風の丸底を呈している。粘土は精選されたものが使用されており、器面にもヒビ割れなどは生じていない(Ⅰ類)。(3)－A・(3)－B・(3)－Cについては、器形も大きくなり、口径19.5センチメートル、高さも20センチメートルある。つくりも雑で、口縁下1センチメートル位の所に粘土の継ぎ目を1～2本残すのを常としている。内面は細かい刷毛で丁寧に仕上げられている(Ⅱ類)。(3)－A 内外面とも土師質を示すもの (3)－B 内外面いずれかが須恵質を示すもの (3)－C 内外面とも須恵質を示すものに分離が可能である。これらの土器の違いは、焼成時の条件によってのみ生じたものと考えられる。傾遺跡の調査で規定された浜瀬ⅡB式は、(3)－Cにあたるものと思われる(Ⅰ類・Ⅱ類の詳細については、報告書Ⅲ－4－(3)参照)。

宮留遺跡の盛行時期を検討するには、炉床面・炉近辺において出土した須恵器⁽³⁶⁾が参考になる。須恵器の帰属型式が炉の上限・下限年代と断定できないまでも、操業最盛期のおおよその時期を示すことができるとされる。最も古い要素をもつ杯蓋(173)は、Ⅰグリッドの3層下面に密着して出土したものである。天井部はへう削りされ、天井部と口縁部の



第5図 第Ⅲ型式(浜瀬ⅡB式)製塩土器の分類

境界には鈍い稜が残る。口縁端部の内側は段を消失して丸くおさまられている。これらの特徴は、古くみてT K 43併行期の所産と考えられ、6世紀第Ⅳ四半期のものである。最も新しい要素をもつ杯身(174)は、1号炉の石敷間からの出土である。ヘラ切り未調整部分、宝樹つまみなどの破片は全く出土していないが、小型化していること、立ちあがり非常に低いことなどからT K 217併行期の所産と考えられ、7世紀第Ⅱ四半期のものである。このように、宮留遺跡から出土した須恵器は明らかに時間的差異を示している。

生産遺跡においては時期判定のメルクマールとなるべき共伴遺物の出土が極めて少ないのであるが、宮留遺跡で須恵器を原位置で採集に成功したことはまったく幸運であった。もっとも、遺構の性格上すべての製塩土器と須恵器が一括遺物とは考えられないところから資料操作には十分注意せねばならないが、調査区内から出土した須恵器にT K 43併行期以前のものT K 217併行期以後のものを含んでいないことからすれば、これらの須恵器とⅠ類・Ⅱ類の製塩土器との接点は認められると思う。

第Ⅲ型式製塩土器の存続期間を決めるには、第Ⅱ型式製塩土器の下限と第Ⅲ型式製塩土器の下限を押えることによって可能である(第2図参照)。浜瀬遺跡⁽³⁷⁾の遺物包含層や石製模造品の存続時期からすれば、若狭において第Ⅱ型式製塩土器の下限がM T 15併行期を含む時期であることは確実である。京都府長岡京市下海印寺遺跡第1号住居址出土の製塩土器は、やや小形で厚手ながら丸底の深鉢形を呈している。T K 10併行期の須恵器を共伴しているので若狭でも第Ⅱ型式製塩土器がこの時期まで存続する可能性は残されている。宮留遺跡から出土した須恵器にT K 10併行期のものを含んでいないことから判断するとその蓋然性は高い。

次に岡津遺跡・吉見浜遺跡出土の製塩土器と共伴する須恵器を捩りどころにして第Ⅲ型式製塩土器の下限について検討する。岡津遺跡の第Ⅲ型式製塩土器は、焼土面⁽³⁸⁾の下から出土しているが、焼土面の保存の問題からトレンチのみの観察であり、炉面の検出はなされていない。製塩土器の形態は(1)の碗形タイプ⁽⁴⁰⁾に属すると考えられるものであり、共伴遺物について知りたいところである。報告書の第23図に掲げられた須恵器のうち、古墳時代に属するものはすべて岡津式製塩土器とされたものに共伴したものと考えられる。これらの須恵器は、T K 217併行期のもののようである。岡津式と称された製塩土器は淡い灰色で全体に白っぽく、宮留遺跡出土の茶褐色を呈した製塩土器と比較すると違和感が感じられる。しかしながら、器壁の厚さ・内面の刷毛目・口縁上端を中心とする粘土紐の残存など類似する面が非常に多いのである。炉の問題にしても、第Ⅱ型式製塩土器が伴う炉に通有な平坦な河原石を敷きつめた形態を採っていないけれども、宮留遺跡2号炉～7号炉と同種と考えることも可能であろう。したがって、岡津式製塩土器とされたものは第Ⅲ型式製塩土器の範疇で把え、色調の違いについては焼成時の条件・胎土の違いであり、岡津地区の地域色と見ておきたい。

⁽⁴¹⁾ 吉見浜遺跡は、第Ⅲ型式製塩土器以後製塩活動を行なった遺跡であり、製塩土器はⅡ類が中心のようである。したがって、最も古い形態の須恵器を抽出すればよいことになる。報告書の第30図に掲げられた実測図のうち1～10が該期に属するものと判断され、T K 209～T K 217併行期にかけてのものと思われる。これらのことから、第Ⅲ型式製塩土器に併存する須恵器の下限は、T K 217併行期と考えると大過ないものと判断されるのである。

このように見てくると、宮留遺跡の製塩炉上にロッドし得た須恵器の位置づけについては、第Ⅲ型式製塩土器Ⅰ類とT K 43併行期、Ⅱ類とT K 217併行期に接点を認めることを首肯してよいことになる。

調査範囲内という限定はつくものの、共伴須恵器の年代に拠る限り、宮留遺跡の操業年代は、6世紀第Ⅳ四半期～7世紀第Ⅱ四半期にかけての時期、換言すれば、第Ⅲ型式製塩土器使用のほぼ全期間にわたって操業を続けた大規模な製塩遺跡であったことを明らかにし得たのである。

5 まとめにかえて

浜禰・宮留遺跡の発掘調査によって多量の製塩土器と良好な遺構が検出されたが、それぞれ問題意識を持ち得た点についてのみ述べてきたため、論旨に一貫性がなく取留のない内容に終止することになった。以下今後の課題として残した点について述べておきたい。

5世紀中葉以降の手工業技術の革新が土器製塩の分野にも及んでいたことは、製塩土器の生産（使用）量の増大・製塩土器焼成法の転換などによって明らかである。須恵器の焼損品の存在から当地域へ早い時点での須恵器窯の導入を想定し、第Ⅱ型式製塩土器（浜禰ⅡA式）は堅固さや自然釉の存在から窖窯焼成によるものと判断したのである。このことが首肯されれば、該期における製塩土器製作の担手は専門工人の手による可能性が高いと考える。この専門工人とは、須恵器工人と何らかの関わりを想定せざるを得ないのである。

このように見てくると、土器製塩の実態を明らかにすることは、社会的分業体制を解明するうえにおいて重要な役割を果たすという点で大きな意味があることがわかる。

今次調査範囲の浜禰遺跡は、主に古墳時代中期末を中心とするものであったが、該期は雄略大王（倭王武）の時代であり、若狭の首長墓（脇袋古墳群）との関わりなど政治的動向との関連で把えて考えてみることも必要である。

宮留遺跡の新たな発見の意味するものは、古墳時代後期段階には宮留地峡部にそれぞれ独立した製塩集団が二集団存在したことを表出したものか、浜禰遺跡の人々が生産の拡大に伴って新たに製塩場を増設したことを表出したものなのか、この問題は背後に所在する⁽⁴²⁾ 神田・ヒガンジョ古墳群（群集墳）の造営者の問題とも関わってくる。製塩操業時期と群集墳の造墓期間との関連、製塩土器・遺構のあり方の共通性あるいは異相を詳細に検討することによって、近い将来この課題についても明らかにすることができるものと考えている。

註

- (1) ①石部正志他『大島半島の考古学概説』大飯町文化財保護委員会 1958
 ②石部正志他『若狭大飯』福井県大飯町 1966
- (2) 森川昌和他『浜禰遺跡』大飯町教育委員会 1971
- (3) 青木書店 1984 前年にも土器製塩関係論文を含む『農民と耳飾り』青木書店を刊行されている。
- (4) 『近藤義郎著『土器製塩の研究』』『歴史評論』No.417 校倉書房 1985所収
- (5) 『岬町遺跡群発掘調査概要—小島東遺跡・淡輪遺跡—』大阪府教育委員会 1978
- (6) 『岡津製塩遺跡』小浜市教育委員会 1980
- (7) 『大浦浜遺跡』香川県文化財保護協会 1982
- (8) 『海の中道遺跡』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第87集 1982
- (9) 『生産遺跡基本調査報告書Ⅰ』熊本県文化財調査報告 第38集 1979所収
- (10) 『生産遺跡分布調査報告書』山口県埋蔵文化財調査報告書 第80集 1984
- (11) 『重要遺跡緊急確認調査報告(Ⅰ)』福井県埋蔵文化財調査報告 第2集 1977所収
- (12) 岩本正二「製塩土器の流通と分布」『考古学研究』第27巻第7号 1980所収
 岡崎晋明「近畿地方の内陸部より出土の製塩土器」『ヒストリア』第105号 1984所収
- (13) 長岡京市下海印寺遺跡第1号住居址から、TK10併行期の須恵器と共に小型丸底式の製塩土器が出土している。
 『京都府長岡京市下海印寺遺跡範囲確認調査報告書』長岡京市教育委員会 1982
- (14) 関川尚功氏のご好意により実見させていただいた。
 『十六面・薬王寺遺跡』奈良県遺跡調査概報 奈良県立橿原考古学研究所 1981所収
 『曾我遺跡』奈良県遺跡調査概報 奈良県立橿原考古学研究所 1982所収
- (15) 柳本照男・服部聡志・厚美正子氏のご好意により実見させていただいた。
 柳本照男「豊中市利倉西遺跡」『季刊考古学』第2号 1983所収
- (16) 田代弘氏のご好意により実見させていただいた。
- (17) 山崎秀二・宮下陸夫氏のご好意により実見させていただいた。
- (18) 石野博信・関川尚功『纏向』桜井市教育委員会 1976
- (19) 広瀬和雄・上林史郎『大園遺跡発掘調査概要』Ⅵ 大阪府教育委員会 1981
- (20) 森浩一・白石太一郎「鳴門海峡地帯における古代漁業遺跡調査報告」『紀淡・鳴門海峡地帯における考古学調査報告』同志社大学文学部文化学科 1968所収
- (21) 祭祀の具体的な姿としては、石製模造品は祭場の左右に樹てる真榊^{まさかき}に飾ったことが想

定されるし、製塩関係遺物の出土は、祇に塩もしくは塩湯を用いた痕跡を示したものか。
奈良県布留遺跡・大阪府中野遺跡などが同様の内容をもつ内陸部の代表遺跡である。

(22) 註(4)前掲書

- (23) 現在のところ若狭における該期の前方後円墳の分布については明らかでない点が多いが、400年ごろに位置づけられる上中町所在の城山古墳が最も遡る例である。平良泰久氏は、丹後の首長墓が周辺地域の首長墓と比較して隔差が絶対的であるところから、「4世紀後半から5世紀前葉にかけての丹後勢力が丹波北部・但馬・若狭をふくむ広範な地域を代表するタンバの王であった。」というような指摘をされている。これが首肯されたとしても、土器製塩の始源を考える時少なくとも若狭の首長がタンバの王の下に一方的に吸収され、大首長を通じて大和を中心とする政治連合に加わったとのみ解釈することを許さない。若狭の首長が自らの意志によってその利害に即して連合に接近したものと考えられる。丹後地域で古墳時代前期の製塩遺跡が見つかっていないこともこれを補強するものかもしれない。

平良泰久 「国家形成期の日本海」『歴史公論』 No.88 雄山閣 1983所収

原島礼二 『古代の王者と国造』 教育社 1979

- (24) 広瀬和雄氏のご好意で実見させていただいた。

- (25) 「福井県若狭湾における土器製塩」『小浜市史紀要』 第3輯 小浜市教育委員会 1972所収

- (26) 地域連合が5世紀中葉ごろを境として全国的に解体に向かう時期、若狭地方では首長墓の興隆を見せ、形態も盾型の周濠を備えた大王墓型を採用している。そこに古墳時代中期における若狭の位置づけを見い出すことができる（若狭国造の祖膳臣氏の奥津城とされる脇袋古墳群の形成時期と一致する）。

- (27) 一見矛盾するようであるが、製塩土器自体は非常に吸水性がある。

広瀬和雄氏も小島東遺跡出土の自然釉の付着した製塩土器と還元焼成窯の関連について興味を示されている（広瀬和雄氏談による）。

(28) 註(4)前掲書

- (29) ヘラ状工具の多用は、須恵器出現後普遍的に見られる手法と考えられる。

- (30) 森浩一・石部正志他 「福井県田島湾における古代漁業遺跡調査報告」抜刷 小浜市教育委員会 1971

- (31) 上野晃他 『吉見浜遺跡』 大飯町教育委員会 1974所収

- (32) 調査地点が炉址に限られたため操業に関連するその他の遺構・灰層および濃密な土器層の検出はみられなかった。他の地点に存在するのであろう。

(33) 註(1)②前掲書

- (34) 昭和58年10月浅尻地籍の圃場整備事業施行中に確認している

(35) 註(30)前掲書

第Ⅲ型式製塩土器も窖窯に近い状況で焼成されたことはほぼまちがいない。該期の須恵器も焼損品や生焼け製品の存在、群集墳に副葬される多くの須恵器から判断して、在地窯の存在は十分考えられるところである。しかしながら、第Ⅲ型式製塩土器と須恵器の共通する要素を確実に提示することができないので現段階では工人の問題には言及できない。製塩土器がⅡ類にみられるように、形態が同じでありながら焼成が一定していないのは、窯の不安定さを示すものであろう。窖窯を志向した「覆い焼き」のような窯を想定しておきたい。第Ⅲ型式製塩土器に自然釉がついた資料が見当たらないこともこれを補強するものとする。「弥生式土器の製作実験」『高槻市文化財年報』—昭和53・54・55年度— 高槻市教育委員会 1981所収を参考にさせていただいた。

(36) 須恵器の編年については、便宜上田辺編年に従う。

田辺昭三 『須恵器大成』 角川書店 1981

(37) 三方町小川遺跡からは、第Ⅱ型式から第Ⅲ型式にかけての過度期と考えられる製塩土器が出土しており、石製模造品（有孔円板）が伴出している。（註(11)前掲書）。

(38) 註(13)前掲書

(39) 採鹹の工程で何らかの役割を果たしたと考えられる焼土面である。

(40) 椀形タイプの所属年代を明確には提示できないが、第Ⅲ型式の中では比較的早く位置づけられる。このことは、第Ⅲ型式に至って突如として若狭タイプの製塩土器が成立した事情を示すものではなく、土器製塩中枢地帯と前段階以来の関係が連綿とつながっていたことを示すものであろう。なお、第Ⅲ型式製塩土器の中に椀形タイプが存在することについては、大森宏氏によってすでに指摘されている（註(6)前掲書）。

(41) 註(31)前掲書からの判断による。

(42) 神田古墳群の方がヒガンジョ古墳群に比して早くから造墓活動を行なっている可能性は高い（MT15併行期段階の神田4号墳の存在がある）。

— 追 記 —

本稿は、『大島浜瀬・宮留遺跡』大飯町文化財調査報告書 第4集 1985・3に付載論考として提示したものである。本書再掲にあたっては、挿図番号の変更と本文に直接関わる挿図（第1図）を用意した。本文の内容については字句の訂正にとどめ、ほとんど手を加えていない。したがって、その後の新知見について若干補っておきたい。

1985年10月5日～同年12月2日にわたって、大飯町教育委員会を調査主体として浜瀬遺跡第7次調査を実施している。調査の契機は、関西電力大飯原子力発電所増設に伴う作業員宿舎に関わるものであった。最大の成果は、第Ⅱ型式（浜瀬ⅡA式）に伴う炉址の検出

に成功したことである。炉形態は、砂地に直接径5センチメートル内外の小円礫を密に敷いただけのもので、長径1メートル内外の楕円状のプランを呈していた。これは、傾遺跡（小浜市傾所在）の調査の際石部正志氏が予測されたことを裏づけるものであった。

本稿では、「古墳時代における土器製塩の発展を政治的諸関係から切り離さずに見る視点から検討すること」を絶えず念頭に置きながらも、中途半端なものに終えざるを得なかった。書き残した点については、別の機会に考えてみたい。

若 狭 湾

浜禰遺跡

宮留遺跡

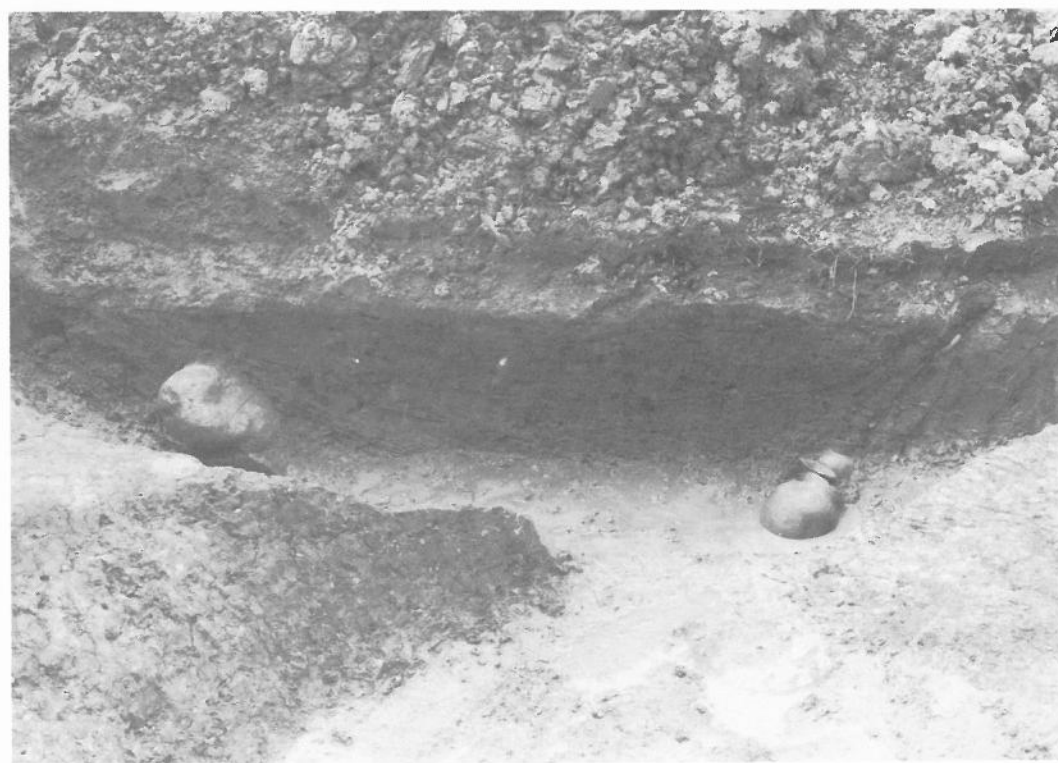
小 浜 湾

遺跡周辺航空写真（上方が北）





(1) 浜瀬遺跡 土坑 土師器・製塩土器出土状況② (南より)



(2) 同 上 土師器出土状況④ (北西より)



(1) 宮留遺跡製塩炉址群（南より）



(2) 同 上



(1) 宮留遺跡製塩炉址群 (西より)



(2) 同 上 (東より)



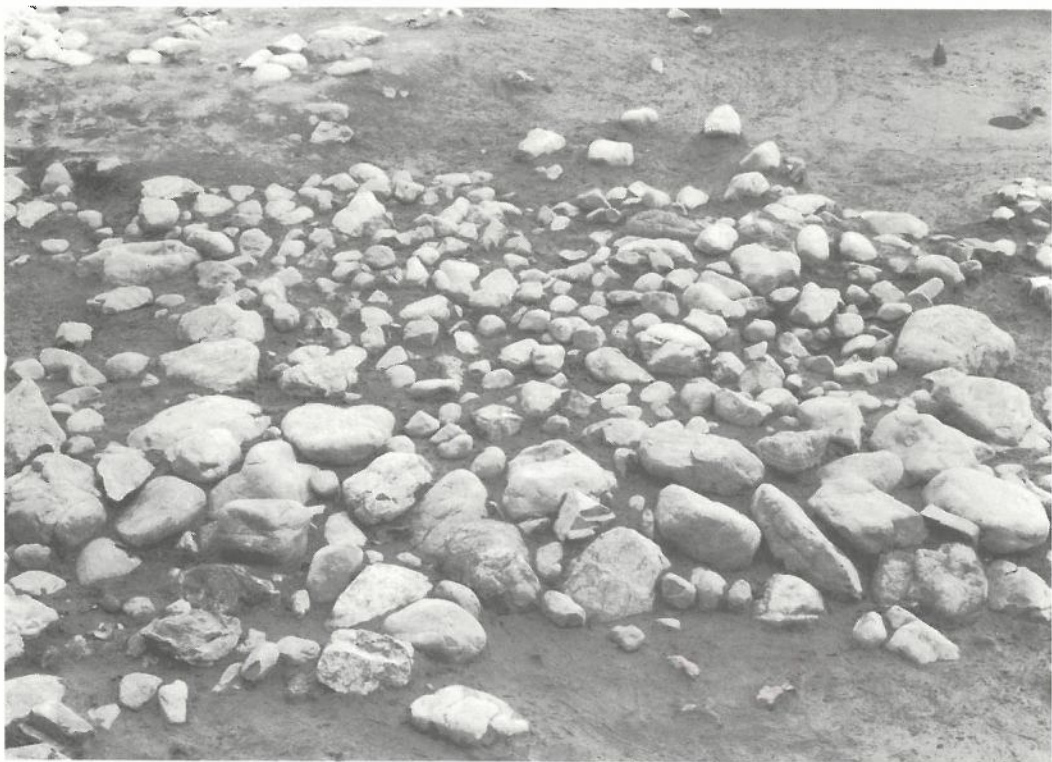
(1) 宮留遺跡 1・5・6号炉址 (南より)



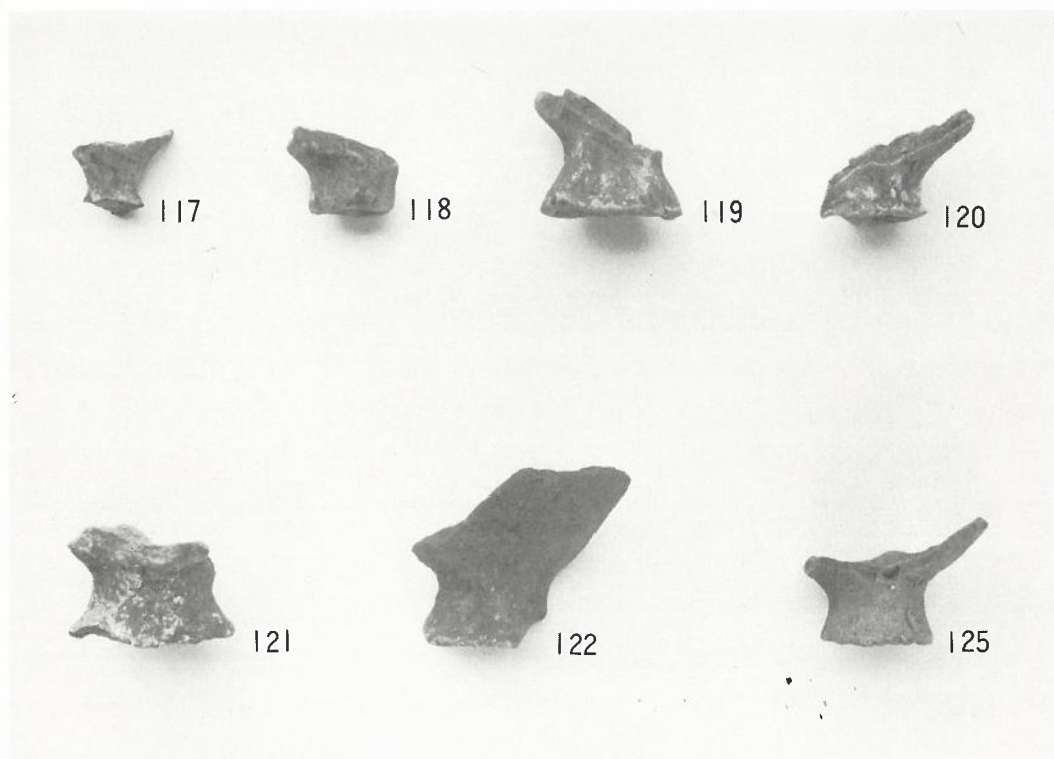
(2) 同 上 1号炉址 (南より)



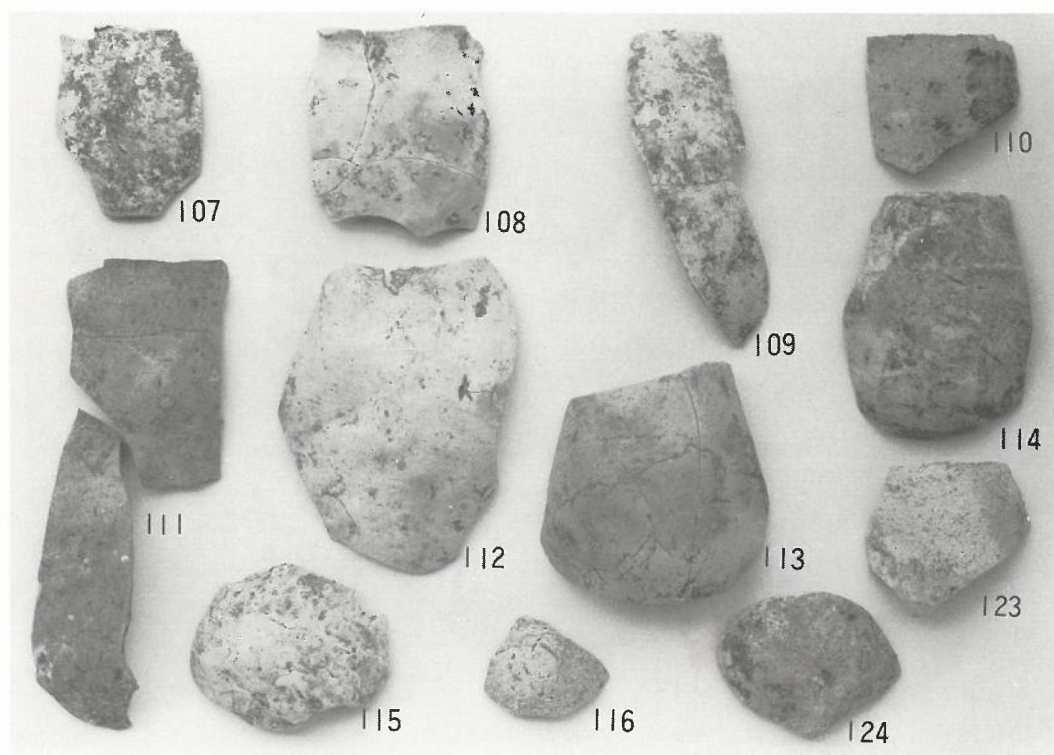
(1) 宮留遺跡 3号炉址 (南より)



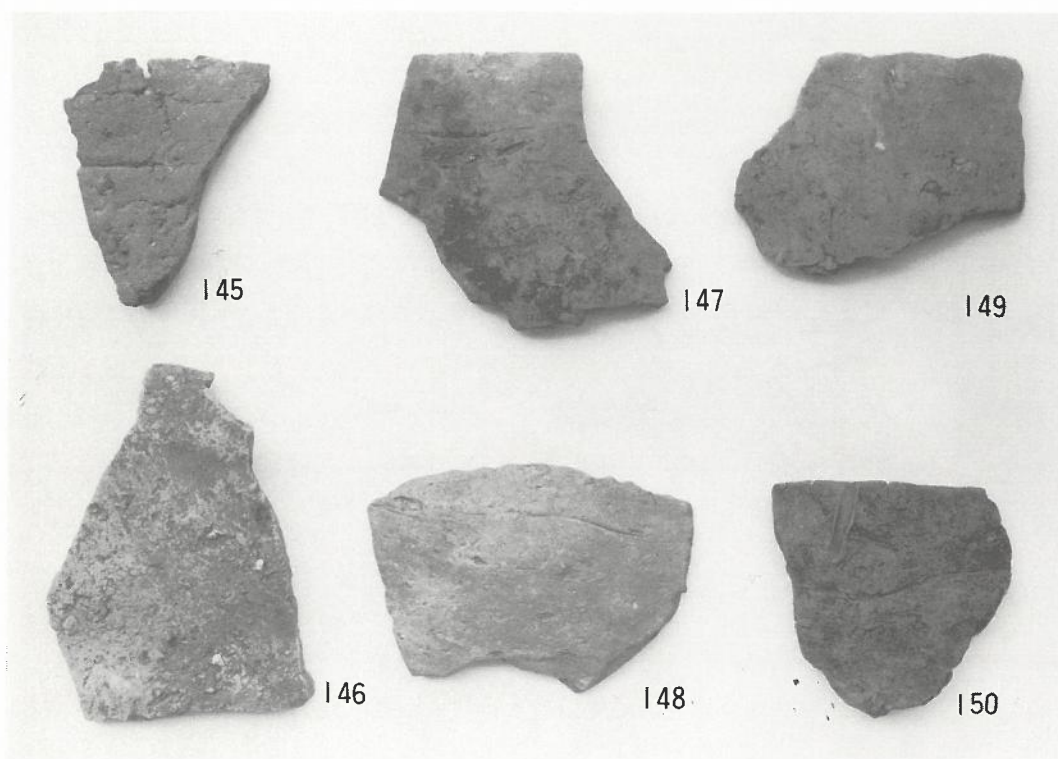
(2) 同 上 6号炉址 (南より)



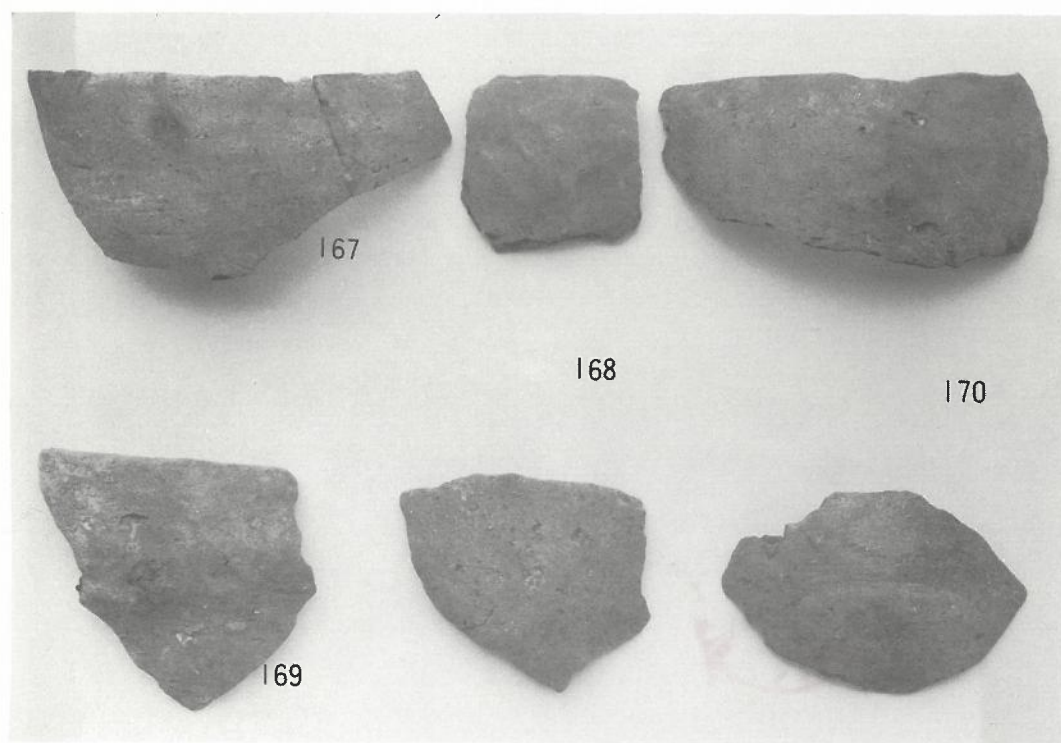
(1) 浜祿遺跡出土製塩土器（第Ⅰ型式）（1/2）



(2) 同 上 （第Ⅱ型式）（1/2）



(1) 宮留遺跡出土製塩土器 (第Ⅲ型式-Ⅱ類) (1/2)



(2) 同上 (Ⅰ類) (1/2)